優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　二〇七頁（号外第八十一号）

令和七年五月十六日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号アース　タックス税理士法人内

ホワイトベース特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十五億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年五月十六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＰＳ１特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十五億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年五月十六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＰＳ２特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金六十三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年五月十六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

シラカミ特定目的会社

取締役　佐藤　明彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七百万円減少し二十一億三千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001003/p4o2/

令和七年五月十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

エーワン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を千六百万円減少し二十三億六千百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001004/o7x3/

令和七年五月十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

エーツー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十一日

掲載頁　六十九頁（号外第八十九号）

令和七年五月十六日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

カニスＭＦ特定目的会社

取締役　田中　雅勝

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を九億二千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十八日

掲載頁　六十六頁（号外第八十八号）

令和七年五月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

オリオンＭＦ特定目的会社

取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十八日

掲載頁　六十六頁（号外第八十八号）

令和七年五月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

シリウスＭＦ特定目的会社

取締役　関口　陽平

債権申出の公告（第三回）

当規約型確定給付企業年金は、令和七年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目五二〇―一

株式会社ゴードー確定給付企業年金

清算人　畑中　伸一

正誤

ページ	段	行	誤	正
二四〇	二五一	終りから五	（原稿誤り） 令和七年三月三十一日（号外特第八号）公布内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第五号（産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令）	
二五五	〃	終りから七	省令第号	省令第16号
二九	〃	改正後欄一～二	（原稿誤り） 令和七年一月三十一日（号外第十九号）公布経済産業省令第五号（小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令） 「競走場」	
〃	〃	表中第二欄五	変更し	変更をし
〃	〃	終りから二～一	令和七年三月三十一日（号外特第八号）財務省・経済産業省告示第七号（我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準の一部を改正する告示）	
四七二		第号	（原稿誤り） 六経済産業省告示財務省・経済産業省告示第五号	
一四二	一五	終りから	平成二十九年十二月五日（号外第二百六十三号）海上保安庁告示第四十九号（航路標識に関する件） （原稿誤り） 一三七―二四―一三七―二三―	
五三			五三	
一〇一	一八	終りから	令和七年三月十一日掲載の静岡家庭裁判所沼津支部に係る令和六年（家）第八一二三号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中 （原稿誤り） 浜子	亮子
一二二		六	令和七年四月十四日掲載の熊本家庭裁判所天草支部に係る令和七年（家）第五号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中 （原稿誤り） 岩下 ―叢	田藤 ―叢